

令和 7 年 1 月 10 日

院外処方箋における疑義照会簡素化プロトコール

日本大学医学部附属板橋病院（以下、当院）は薬剤師法第 23 条 2 項*に基づく個別の問い合わせを不要とする「院外処方における疑義照会簡素化プロトコール」を策定しました。当該プロトコールは規定の項目における疑義照会において、包括的医師の同意が得られるものとし個別の処方医への問い合わせを不要とします。本運用は処方医・薬局薬剤師の業務負担軽減および患者待ち時間等の改善を目的としております。

(参考：薬剤師法第 23 条 2 項)

薬剤師は、処方せんに記載された医薬品につき、その処方せんを交付した医師、歯科医師又は獣医師の同意を得た場合を除くほか、これを変更して調剤してはならない。(処方せん中の疑義)

【処方変更に関する規約】

双方において解釈の相違や拡大解釈を避けるため、運用の根幹となる規約を策定しました。

- ・患者への十分な説明を行ったうえで実施する。
- ・患者の利便性を目的とする。
- ・各種「変更不可」の指示がある場合はその指示に従う
- ・プロトコール対象外の薬剤は必ず疑義照会を行う。
- ・解釈や判断に迷う時は無理に実施せず、疑義照会を行う

【本運用の導入について】

当院が定めた「院外処方における疑義照会簡素化プロトコールの運用に関する合意書」により締結・合意したのち導入となる。なお、各保険薬局においては、患者の不利益を被らないよう十分な説明を得てから行うものとする。

【問い合わせ不要項目】

1. 添付文書上定められている特定用法への修正（起床時、食直前等）

例】ボナロン®朝食後 → 起床時、

α グルコシターゼ阻害薬、速攻型インスリン分泌促進薬 → 食直前

2. 処方日数の適正化

【実施条件】

- ・ 処方間違いが明らかではない場合は疑義照会の対象となります。
- ・ 原則、「週 1 回薬」「透析日内服」「1 日おき」など添付文書で定められている用法および明確な医師からの指示の薬剤に限定する
- ・ 患者の飲み残しを確認できた場合は、次回予約日までに必要な処方日数に短縮して調剤を行うことを可能とします。ただし、処方箋備考欄に医師が「保険医療機関へ疑義照会したうえで調剤」を選択している場合は対象外。

3. 規格変更（患者希望、流通制限等による入手可能な薬剤）

【実施条件】

- ・ 値段が変更される場合はその旨を説明し同意を得てください。
- ・ 分割、粉碎する場合は安定性データに基づいて施行する
- ・ 抗腫瘍剤、催奇形性を有する薬剤を除く

例】フェブリク®20mg 1 回 0.5 錠 → フェブリク® 10mg 1 回 1 錠

例】グリメピリド® 0.5mg 1 回 1 錠 → グリメピリド®1mg 1 回 0.5 錠

4. PTP 調剤から一包化調剤への変更

【実施条件】

- ・ 患者希望およびアドヒアランスが改善されると判断される場合
- ・ 一包化加算について説明し同意を得てください。
- ・ 薬剤の安定性に留意してください

5. 一包化調剤から PTP 調剤への変更

【実施条件】

- ・ アドヒアランスの低下が誘発されないと判断される場合

6. 内服頓服薬、外用薬用法の追記（口頭で指示されていた場合）

例】腰に 1 日 1 枚と口頭で指示された場合

→ ケトプロフェンテープ 1 日 1 回 1 回枚 腰に貼付

7. 剤形の変更

【実施条件】

- ・ 剤形変更不可の処方を除く
- ・ 用法、用量が変わらないこと
- ・ 軟膏からクリーム、クリームから軟膏は不可

例】 ビオフェルミン R 散 → ビオフェルミン R 錠

例】 アムロジピン OD 錠 5mg → アムロジピン 錠 5mg

8. 一般名処方における調剤時の類似剤形への変更

- ・ 錠剤(OD 含む)、カプセル、丸剤、ゼリー剤、フィルム剤
- ・ 散剤、顆粒剤、細粒剤、ドライシロップ剤 (内服用固形剤として調剤する場合)
- ・ 液剤、シロップ剤、ドライシロップ剤 (内服用固形剤として調剤する場合)

【変更後の報告手順】

1. 保健薬局にて当該プロトコールに基づき処方修正。
2. 指定の URL より google フォームを入力
3. 修正した処方箋の控え (コピー) を添付し当院へ送信
4. google フォーム送信は翌営業日まで必ず行う。
5. 特殊権限を付与されている特定の薬剤師は google フォームの情報に基づき電子カルテ上で代行修正を行う。さらにプログレスノートにて代行修正に関する記録を作成し医師へ情報提供する。なお、修正箇所の薬剤マスターがない場合は電子カルテ上の処方に変更せず、Rp フリーコメントを入力して対応する。

【対象外医薬品】

- ・ 麻薬
- ・ 抗悪性腫瘍剤
- ・ 覚せい剤原料
- ・ 登録医確認が必要な医薬品

【契約期間】

合意書の締結日から 1 年間とする。ただし、双方で合意解除等の意思表示がない場合は引き続き 1 年間更新され、以後同様とする。

【合意の解除、内容の変更】

必要時協議を行うものとする。

【免責条項】

保険薬局のプロトコール逸脱による医療事故および個人情報漏洩について、当院は一切の責任を負わないものとする。

【問い合わせ窓口】

運用に関する事項等、新規合意および合意撤回に対するお問い合わせは以下のとおりです。

- ・ 日本大学医学部附属板橋病院 薬剤部 医薬品情報室
受付時間：平日 9 時～17 時
番 号：(代表) 03-3972-8111
(医薬品情報室) 内線：3016